

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2018年8月10日
【四半期会計期間】	第56期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 見藤 史朗
【本店の所在の場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注）当第1四半期会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期累計期間	第56期 第1四半期累計期間	第55期
会計期間	自2017年4月1日 至2017年6月30日	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2017年4月1日 至2018年3月31日
売上高 (千円)	1,938,794	2,008,163	8,178,483
経常利益 (千円)	102,084	100,923	458,431
四半期(当期)純利益 (千円)	89,088	103,407	369,650
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数 (千株)	9,610	1,922	1,922
純資産額 (千円)	7,260,602	7,631,431	7,589,426
総資産額 (千円)	8,948,249	9,500,194	9,588,846
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	46.62	54.11	193.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	81.1	80.3	79.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第1四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績に支えられ、設備投資の増加、雇用や所得の改善などにより、緩やかな景気の回復基調が続いています。しかし、個人消費は政治・経済情勢の変動に加え、実質賃金の伸び悩みや物価の上昇などにより、依然として力強さを欠き、景気回復を実感するには至っていない状況となっています。食品業界におきましても、お客さまの低価格志向が強まり価格競争が激化する一方で、採用難による人手不足などにより、引き続き厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、当社では、主力製品である棒ラーメンや皿うどんの販売強化の推進、コスト削減等の経営効率化に取り組んでまいりました。その結果、売上高は2,008百万円（前年同四半期比3.6%増）となりました。

また、損益面につきましては、原価の低減をはじめとする利益改善のための諸施策を継続して実施した結果、営業利益は90百万円（前年同四半期比1.2%減）、経常利益は100百万円（前年同四半期比1.1%減）、四半期純利益は103百万円（前年同四半期比16.1%増）となり、一定の利益水準を確保することができました。

(2)財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ88百万円減少しました。これは主に投資有価証券が49百万円増加したものの、現金及び預金が108百万円減少したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ130百万円減少しました。これは主に未払金が61百万円、支払手形及び買掛金が46百万円減少したこと等によるものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

(3)経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,750,000
計	2,750,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,922,000	1,922,000	福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	1,922,000	1,922,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	-	1,922,000	-	1,989,630	-	1,989,711

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,908,400	19,084	-
単元未満株式	普通株式 2,600	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,922,000	-	-
総株主の議決権	-	19,084	-

【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区今宿青木1042番地1	11,000	-	11,000	0.57
計	-	11,000	-	11,000	0.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	905,361	797,107
受取手形及び売掛金	1,995,778	2,006,977
有価証券	1,400,000	1,400,000
商品及び製品	213,823	205,393
仕掛品	49,164	51,169
原材料及び貯蔵品	43,995	55,066
その他	164,226	191,216
流動資産合計	4,772,349	4,706,931
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,766,938	1,740,907
機械及び装置(純額)	697,519	657,945
土地	1,255,079	1,255,079
その他(純額)	158,313	151,960
有形固定資産合計	3,877,850	3,805,892
無形固定資産	19,617	18,433
投資その他の資産		
投資有価証券	822,841	871,911
その他	96,336	97,174
貸倒引当金	150	150
投資その他の資産合計	919,028	968,935
固定資産合計	4,816,496	4,793,262
資産合計	9,588,846	9,500,194

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	986,737	939,951
未払金	459,529	398,441
未払法人税等	62,558	30,651
賞与引当金	54,553	99,138
その他	119,457	92,455
流動負債合計	1,682,835	1,560,638
固定負債		
繰延税金負債	117,848	106,435
退職給付引当金	120,476	123,534
役員退職慰労引当金	36,180	37,909
その他	42,077	40,244
固定負債合計	316,584	308,124
負債合計	1,999,419	1,868,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	3,355,049	3,362,910
自己株式	32,125	32,185
株主資本合計	7,302,265	7,310,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	287,161	321,364
評価・換算差額等合計	287,161	321,364
純資産合計	7,589,426	7,631,431
負債純資産合計	9,588,846	9,500,194

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上高	1,938,794	2,008,163
売上原価	1,113,585	1,157,109
売上総利益	825,209	851,054
販売費及び一般管理費	733,142	760,070
営業利益	92,067	90,983
営業外収益		
受取利息	144	148
受取配当金	5,507	5,828
その他	4,492	4,031
営業外収益合計	10,143	10,008
営業外費用		
支払利息	29	34
その他	96	34
営業外費用合計	126	69
経常利益	102,084	100,923
税引前四半期純利益	102,084	100,923
法人税、住民税及び事業税	18,545	22,995
法人税等調整額	5,549	25,479
法人税等合計	12,996	2,483
四半期純利益	89,088	103,407

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	83,877千円	76,306千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	95,554	10	2017年3月31日	2017年6月26日	利益剰余金

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年3月期の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。

当第1四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	95,546	50	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 6 月 30 日)	当第 1 四半期累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	46円62銭	54円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (千円)	89,088	103,407
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	89,088	103,407
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,911	1,910

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 2017年10月 1 日付で普通株式 5 株につき 1 株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の第1四半期会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。